



目 次

規 則	ペー	ジ
◎麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則	1	
◎高知県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則	2	
◎高知県児童福祉審議会規則の一部を改正する規則	2	
◎高知県用品等調達特別会計規則の一部を改正する規則	3	
告 示		
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (福祉指導課)	3	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の名称の変更の届出 ( " )	3	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出 ( " )	3	
◎鳥獣保護区の存続期間の更新 (鳥獣対策課)	3	
◎特別保護地区の指定 ( " )	3	
◎特定猟具使用禁止区域 (銃) の指定 ( " )	4	
◎告示 (特定猟具使用禁止区域 (銃) の指定) の一部改正 (2件) ( " )	5	
○道路の区域変更 (道 路 課)	6	
公 告		
○砂利採取業務主任者試験の実施 (用地対策課)	6	
○都市計画公聴会の開催 (都市計画課)	6	
○開発行為に関する工事の完了 (2件) ( " )	6	
落札公告		
○落札者等の公告 (広報広聴課)	7	

規 則

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成25年9月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第45号

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

麻薬及び向精神薬取締法施行細則（昭和39年高知県規則第6号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高知県麻薬及び向精神薬取締法施行細則

第1条中「施行するため」を「施行するため、法」に、「「省令」という。」を「「省令」という。）並びに高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）に改める。

第3条の見出し中「免許申請の添付書類」を「免許の申請手続」に改める。

第4条の見出し中「届出」を「届出手続等」に改める。

第5条の見出し中「届出」を「届出手続」に改める。

第6条の見出し中「届出」を「届出手続等」に改める。

第7条の見出し及び第8条の見出し中「通報」を「通報手続」に改める。

第13条の見出し中「延長」を「延長に係る通知手続」に改め、同条中「措置入院期間継続・延長通知書」を「措置入院期間継続等通知書」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（高知県麻薬中毒審査会）

第13条の2 法第58条の13第1項の規定により設置される麻薬中毒審査会の名称は、高知県麻薬中毒審査会（以下この条において「審査会」という。）とする。

2 審査会は、委員5人で組織する。

3 審査会の庶務は、高知県健康政策部医事業務課において処理する。

別記第1号様式注中「欄には」を「欄は」に、「記載してください」を「記入してください」に改める。

別記第2号様式に注として次のように加える。

注 「届出者義務者との続柄」欄は、麻薬及び向精神薬取締法第36条第4項において準用する同条第3項の規定により届出をするときに、麻薬営業者等との続柄を記入してください。

別記第3号様式中

「電話番号

届出者義務者との続柄

を

「電話番号

に、「麻薬及び向精神薬取締法施行細則」を「高知県麻薬及び向精神薬取締法施行細則」に改める。

別記第4号様式注中「欄には」を「欄は」に、「記載し、」を「記入し、」に、「記載してください」を「記入してください」に改める。

別記第14号様式を次のように改める。

第14号様式（第13条関係）

措置入院期間継続等通知書			
年 月 日			
高知県知事 様			
麻薬中毒者医療施設 所在地 名称 管理者氏名 ⑥ 電話番号			
次のとおり入院を継続する必要があるため、麻薬及び向精神薬取締法第58条の8第2項 延長 第58条の9第2項			
において準用する同法第58条の8第2項の規定により次のとおり通知します。			
氏名		男・女	年 月 日生（ 歳）
住所			
入院 した 期間	精神保健指定医が定めた措置入院の期間	年 月 日から	年 月 日まで
	継続又は延長をした入院期間	年 月 日から	年 月 日まで
必要があると認める入院期間	年 月 日から 年 月 日まで		
必要があると認める理由			
備考			

注 「必要があると認める入院期間」欄は、身体又は精神の異常、精神的身体的依存の程度等入院の継続又は延長が必要であると認める理由を記入し、その全てを記入することができないときは、別紙に記載して添えてください。

別記第16号様式中「麻薬及び向精神薬取締法施行細則」を「高知県麻薬及び向精神薬取締法施行細則」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の麻薬及び向精神薬取締法施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。



高知県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年9月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第46号

高知県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則

高知県社会福祉審議会規則（平成12年高知県規則第95号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（設置等）」に改め、同条中「の規定に基づく」を「に規定する審議会その他の合議制の機関として」に、「の運営」を「を設置するとともに、審議会の組織及び運営」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（組織）

第1条の2 審議会は、委員35人以内で組織する。

第3条第3項中「事故がある」を「事故があるとき又は委員長が欠けた」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



高知県児童福祉審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年9月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第47号

高知県児童福祉審議会規則の一部を改正する規則

高知県児童福祉審議会規則（平成12年高知県規則第96号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（設置等）」に改め、同条中「の規定に基づく」を「に規定する審議会その他の合議制の機関として」に、「の運営」を「を設置するとともに、審議会の組織及び運営」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（組織）

第 1 条の 2 審議会は、委員20人以内で組織する。

第 2 条の見出しを「（任期等）」に改める。

第 4 条第 1 項中「以下」を「以下この条において」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県用品等調達特別会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 9 月 27 日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第48号

高知県用品等調達特別会計規則の一部を改正する規則

高知県用品等調達特別会計規則（平成23年高知県規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号ただし書中「会計管理局総務事務センター」を「会計管理局総務事務センター（第11号において「センター」という。）」に改め、同項第11号中「物品」を「物品。ただし、センターで単価契約をしたもの及び保管用品等を除く。」に改める。

附 則

この規則は、平成25年10月 1 日から施行する。

告 示

高知県告示第577号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

平成25年 9 月 27 日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医療 機 関 の 所 在 地 指定年月日  
エール薬局医大 南国市岡豊町小蓮1174- 5 平25・9・1  
前店

ゆすはら薬局 高岡郡構原町川西路2308 // // //  
杏クリニック 土佐市高岡町丙64番地 1 // // 3

高知県告示第578号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の 2 の規定により、指定医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成25年 9 月 27 日

高知県知事 尾崎 正直

区分	医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
変更前	エール薬局医大前店	南国市岡豊町蒲原39-10	平成25年 9 月 1 日
変更後	ハロー薬局こくぶ川店		
変更前	エール薬局おこう店	南国市岡豊町小蓮 390- 3	〃
変更後	おこう薬局		

高知県告示第579号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の 2 の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成25年 9 月 27 日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 廃 止 年 月 日  
ゆすはら薬局 高岡郡構原町川西路2308 平25・8・31

高知県告示第580号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第 1 項の規定に基づき指定した琴ヶ浜鳥獣保護区、白髪鳥獣保護区、筆山鳥獣保護区、宇佐鳥獣保護区及び入野浜鳥獣保護区について、同条第 7 項ただし書の規定に基づき次のとおり存続期間の更新をするので、同条第 9 項において読み替えて準用する同法第15条第 2 項の規定により当該鳥獣保護区の名称、区域及び存続期間を告示する。

平成25年 9 月 27 日

高知県知事 尾崎 正直

名称	区域	存続期間
琴ヶ浜鳥獣保護区	安芸市穴内の国道55号の穴内橋西詰めを起点とし、同所から穴内川右岸を南進し同川河口の満潮位の海岸線に至り、同所から同海岸線を西進し香南市と安芸郡芸西村との境界との接点に至り、同所から同境界を北東進し同国道に至り、同所から同国道を東進して起	平成25年11月15日から平成35年11月14日まで

	点に達する線に囲まれた区域	
白髪鳥獣保護区	長岡郡本山町の嶺北森林管理署管轄国有林22林班、24林班、28林班、39林班、40林班及び43林班（これらの林班内の民有地を含む。）の全区域	平成25年11月15日から平成35年11月14日まで
筆山鳥獣保護区	高知市天神町の県道梅ノ辻朝倉と市道潮江 2 号線との交点を起点とし、同所から同市道を南東進し市道潮江 4 号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道潮江 8 号線との交点に至り、同所から同市道を南進し同市深谷町の浦戸湾鳥獣保護区の区域界との交点に至り、同所から同区域界を西進し市道鴨田138号線との接点に至り、同所から同市道を北進し市道鴨田 2 号線との接点に至り、同所から同市道を北進し市道潮江 1 号線との接点に至り、同所から同市道を北東進し国道56号との交点に至り、同所から同国道を東進し同県道との接点に至り、同所から同県道を東進して起点に達する線に囲まれた区域	平成25年11月15日から平成35年11月14日まで
宇佐鳥獣保護区	土佐市宇佐町井尻の南無妙ヶ岩を起点とし、同所から満潮位の海岸線を南東進し竜岬、白ノ鼻及び高地砦を経て同市と須崎市との境界に至り、同所から同境界を北西進し浦ノ内湾の満潮位の海岸線に至り、同所から同海岸線を北進し小宇津賀鼻を経て更に東進及び北進して起点に達する線に囲まれた区域	平成25年11月15日から平成35年11月14日まで
入野浜鳥獣保護区	幡多郡黒潮町の四十十森林管理署管轄国有林104林班（同林班内の民有地を含む。）の全区域	平成25年11月15日から平成35年11月14日まで

高知県告示第581号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第 1 項の規定に基づき次のとおり特別保護地区の指定をするので、同条第 4 項において読み替えて準用する同法第15条第 2 項の規定により当該特別保護地区の名称、区域及び存続期間

を告示する。  
平成25年9月27日

高知県知事 尾崎 正直

名称	区域	存続期間
白髪特別保護地区	長岡郡本山町の嶺北森林管理署管轄国有林24林班に小班、ほ小班、へ小班及びと小班的全区域	平成25年11月15日から平成35年11月14日まで

**高知県告示第582号**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき次のとおり特定猟具使用禁止区域の指定をするので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

平成25年9月27日

高知県知事 尾崎 正直

名称	区域	存続期間	禁止に係る特定猟具の種類
伊尾木特定猟具使用禁止区域（銃）	安芸市河野の国道55号の河野橋と河野川との交点を起点とし、同所から同川を南西進し満潮位の海岸線に至り、同所から同海岸線を北西進し伊尾木川河口に至り、同所から同川左岸を北東進し同国道の伊尾木川橋東詰めに至り、同所から同国道を西進し県道宮ノ上川北との交点に至り、同所から同県道を北進し市道西ノ島中村線との接点に至り、同所から同市道を南進し県道奈比賀川北との接点に至り、同所から同県道を北東進し市道加曾家線との接点に至り、同所から同市道を北東進し県道大久保伊尾木との接点に至り、同所から同県道を南西進し同国道との接点に至り、同所から同	平成25年11月15日から平成35年11月14日まで	銃器

	国道を南東進して起点に達する線に囲まれた区域		
花の公園特定猟具使用禁止区域（銃）	香美市香北町美良布の国道195号と川上谷川との交点を起点とし、同所から同川を南進し西谷との接点に至り、同所から同谷を南西進し寺川との接点に至り、同所から同川を北北西進し同国道との交点に至り、同所から同国道を東進して起点に達する線に囲まれた区域	平成25年11月15日から平成35年11月14日まで	銃器
須江特定猟具使用禁止区域（銃）	香美市土佐山田町須江の県道前浜植野と土生川との交点の土生川橋北詰めを起点とし、同所から同川右岸を南西進し南国市と香美市との境界に至り、同所から同境界を西進及び北進し同市土佐山田町上改田の四国電力株式会社の立田送電線の直下に至り、同所から同送電線の直下を東進し同市土佐山田町新改の渡川との交点に至り、同所から同川左岸を南進し市道新改上改田線との交点に至り、同所から同市道を東進し県道繁藤西町との接点に至り、同所から同県道を南進し県道前浜植野との接点に至り、同所から同県道を南進して起点に達する線に囲まれた区域	平成25年11月15日から平成35年11月14日まで	銃器
十市特定猟具使用禁止区域（銃）	南国市浜改田の県道春野赤岡と市道本村南北線との交点を起点とし、同所から同市道を南進し防潮堤に至り、同所から防潮堤を西進し高知市と南国市との境界に至り、同所から同境界を北進し十市鳥獣保護区の区域界との交点に至り、同所から同区域界を北東進及び北進し高知市と南国市との境界に至り、同所から同境界を北進し県道栗山大津との交点に至り、同所から同	平成25年11月15日から平成35年11月14日まで	銃器

	県道を南進し旧十市村と旧稻生村との境界との交点に至り、同所から同境界を東進し市道南国114号線との交点に至り、同所から同市道を南進し県道春野赤岡との接点に至り、同所から同県道を東進して起点に達する線に囲まれた区域		
芳原特定猟具使用禁止区域（銃）	高知市春野町西分の県道高知南環状と県道高知春野との交点を起点とし、同所から同県道を北進し四国電力株式会社の送電線の直下との交点に至り、同所から同送電線の直下を東進し坂本川に通ずる谷との交点に至り、同所から同谷を南進し同川に至り、同所から同川右岸を南東進し同川と本谷川との合流点に至り、同所から同右岸を南進し県道高知南環状との交点に至り、同所から同県道を西進して起点に達する線に囲まれた区域	平成25年11月15日から平成35年11月14日まで	銃器
桐見ダム特定猟具使用禁止区域（銃）	高岡郡越知町桐見川の県道伊野仁淀と町道桐見ダム湖畔線との接点を起点とし、同所から同町道を南東進、南西進及び南進し中大平橋南詰めに至り、同所から同橋を北進し同県道との接点（同橋北詰め）に至り、同所から同県道を北東進して起点に達する線に囲まれた区域	平成25年11月15日から平成35年11月14日まで	銃器
虚空蔵山特定猟具使用禁止区域（銃）	高岡郡佐川町東組字光岩の光岩を起点とし、同所から土佐市と同町との境界の山頂（標高519メートル）を見通す線を東進し同山頂に至り、同所から同境界を南進しシオリケ峠及び無線塔を経て須崎市と同町との境界の虚空蔵山三角点（標高674.2メートル）に至り、同所から同境界を南西進し無線塔に通ずる作業道との交点に至り、	平成25年11月15日から平成35年11月14日まで	銃器

	同所から同作業道を北西進し起点に通ずる谷との接点（通称グイミケ峠）に至り、同所から同谷を北進して起点に達する線に囲まれた区域							
竹島特定猟具使用禁止区域（銃）	四万十市竹島の市道四万十農園線と竹島川右岸との交点（福満橋西詰め）を起点とし、同所から同右岸を北進し高知西南地区土地改良事業竹島換地工区の境界との交点に至り、同所から同境界を東進及び南進し市道四万十農園線との交点に至り、同所から同市道を南西進して起点に達する線に囲まれた区域並びに同市竹島の高知西南地区土地改良事業竹島換地工区の区域	平成25年11月15日から平成35年11月14日まで	銃器		び北西進し市道春野町951号線との接点の四国電力株式会社の電柱コードノ15に至り、同所から新川川左岸の四国電力株式会社の電柱コードノN15を見通す線を直進し同左岸との交点に至り、同所から同左岸を東進及び南東進し同川のやくち橋東詰めに至り、同所から農道を東進し市道春野町31号線との接点に至り、同所から同市道を南進し県道春野赤岡との接点に至り、同所から同県道を南進し市道春野町909号線との接点に至り、同所から同市道を南進し同県道との接点に至り、同所から南を見通す線を直進し満潮位の海岸線に至り、同所から同海岸線を南西進し通称文庫鼻を経て仁淀川河口左岸との接点に至り、同所から同左岸を北西進しう回した地点から仁淀川河口導流堤の突端を見通す線を直進し同導流堤に至り、同所から同導流堤左岸を北西進し同県道との接点に至り、同所から同県道を北西進して起点に達する線に囲まれた区域			進し市道春野町27号線と市道春野町478号線との接点に至り、同所から同市道を南進し県道甲殿弘岡上との接点に至り、同所から高砂牧場の南の稜線を西進及び北西進し同市春野町秋山宇奥土居834番地2の新川川との接点に至り、同所から同川右岸を西進し県道高知春野の明神橋南詰めに至り、同所から同右岸の管理道を西進及び北西進し市道春野町445号線との接点に至り、同所から同市道を北西進し市道春野町22号線との接点に至り、同所から同市道を西進し市道春野町440号線との接点に至り、同所から同市道を西進及び南西進し市道春野町375号線との接点に至り、同所から同市道を北西進し市道春野町5号線との接点に至り、同所から同市道を南進し市道春野町343号線との接点に至り、同所から同市道を西進し市道春野町430号線との接点に至り、同所から同市道を北進し市道春野町1号線との接点に至り、同所から同市道を南東進及び東進し市道春野町5号線との接点に至り、同所から同市道を北西進し市道春野町20号線との接点に至り、同所から同市道を東進及び北東進し西エマガリ橋を経て県道弘岡下種崎との接点に至り、同所から同県道を南東進、南進及び東進し県道高知春野との交点に至り、同所から同県道を北進して起点に達する線に囲まれた区域
仁ノ特定猟具使用禁止区域（銃）	高知市春野町西畑の県道春野赤岡と旧県道春野赤岡との接点を起点とし、同所から同旧県道を南東進し仁ノ八幡神社前の県道高知春野との接点に至り、同所から同県道を北東進及び南東進し同市春野町仁崎に通ずる歩道との接点に至り、同所から同歩道を南進し市道春野町12号線との接点に至り、同所から同市道を南進し市道春野町1006号線との接点に至り、同所から同市道を南東進し市道春野町1009号線との接点に至り、同所から同市道を南東進し同旧県道との接点に至り、同所から同旧県道を東進し県道春野赤岡との接点に至り、同所から同県道を東進し港公民館前の同旧県道との接点に至り、同所から同旧県道を北東進し県道甲殿弘岡上との接点に至り、同所から同県道を北進し市道春野町944号線との接点に至り、同所から同市道を北西進及び東進し同県道との接点に至り、同所から同県道を北進及	平成25年11月15日から平成27年11月14日まで	銃器		秋山西分特定猟具使用禁止区域（銃）	高知市春野町西分の県道高知春野と農道大津鷺尾線との交点を起点とし、同所から同農道を東進し室司部川との交点に至り、同所から同川を南東進し市道春野町570号線との接点に至り、同所から同市道を西進し市道春野町561号線との接点に至り、同所から同市道を南進し県道弘岡下種崎との交点に至り、同所から同県道を東進し市道春野町572号線との接点に至り、同所から同市道を南進し同市道の終点に至り、同所から南に延びる岡の谷を南進し稜線に至り、同所から南に延びる谷を南	平成25年11月15日から平成29年11月14日まで	銃器

高知県告示第583号

平成19年11月高知県告示第717号（特定猟具使用禁止区域（銃）の指定）の一部を次のように改正し、平成25年11月15日から施行する。

平成25年9月27日

高知県知事 尾崎 正直

表の秋山西分特定猟具使用禁止区域（銃）の項を削る。

**高知県告示第584号**

平成23年9月高知県告示第629号（特定猟具使用禁止区域（銃）の指定）の一部を次のように改正し、平成25年11月15日から施行する。

平成25年9月27日

高知県知事 尾崎 正直

表の仁ノ特定猟具使用禁止区域（銃）の項を削る。

**高知県告示第585号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年9月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年9月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宿毛津島
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
宿毛市橋上町出井字 下タンバナロ296番 1から 宿毛市橋上町出井字 ホラノ谷62番1まで	前	3.3 }	987
	後	10.7	
	後	8.2 }	963
		35.1	

公 告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定による砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成25年9月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 試験の日時及び場所  
平成25年11月8日（金）午前10時から2時間  
高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県庁西庁舎1階 南会議室
- 2 試験の方法及び科目  
次の科目について筆記試験を行う。  
(1) 砂利の採取に関する法令  
(2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び

河川工学に関する事項を含む。）

- 3 受験資格  
資格は、問わない。
- 4 提出書類  
(1) 受験願書1通  
(2) 履歴書1通  
(3) 写真（手札形とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）1枚
- 5 受験手数料  
8,000円（高知県収入証紙を受験願書に貼り付けること。）
- 6 受験願書の受付期間及び提出先  
(1) 受付期間  
平成25年10月8日（火）から同月25日（金）までの県の執務時間内（郵送による場合は、平成25年10月25日付けの消印のあるものまで受け付ける。）  
(2) 提出先  
高知市丸ノ内二丁目4-1 高知県土木部用地対策課
- 7 合格者の発表  
(1) 平成25年11月下旬、高知県庁本庁舎1階の掲示板に掲示する。  
(2) 合格者本人には、合格証を送付する。
- 8 受験願書の請求  
高知県土木部用地対策課に請求すること。  
なお、郵送によって請求する場合は、封筒に「受験願書請求」と朱書の上、宛先を明記して80円切手を貼った返信用封筒を同封すること。
- 9 その他  
詳細については、高知県土木部用地対策課に問い合わせること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により都市計画公聴会（以下「公聴会」という。）を開催するので、高知県都市計画公聴会規則（昭和44年高知県規則第71号）第4条の規定により次のとおり公告する。

なお、この案件について公聴会に出席して意見を述べようとする者（当該公聴会に係る事案に関係する市町村の住民に限る。）は、公聴会が開催される日の10日前までに、その要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面を知事に提出しなければならない。

平成25年9月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類  
高知広域都市計画道路（3・4・6号高知南国線）

- 2 縦覧図書  
高知広域都市計画道路の都市計画変更（素案）の概要
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
高知県土木部都市計画課並びに高知市役所都市建設部都市計画課及び南国市役所都市整備課
- 4 都市計画の案の縦覧期間  
平成25年10月1日（火）から同月15日（火）まで
- 5 公聴会の開催日時  
平成25年10月28日（月）午前10時から正午頃まで
- 6 公聴会の開催場所  
南国市大桶甲2301番地 南国市役所5階 第2～第5委員会室
- 7 公述申出書の提出期限  
平成25年10月18日（金）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成25年9月27日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成25年8月8日 25高都計第235号	南国市十市字小山 1768番3ほか	南国市十市1770番地1 谷田 豊宏

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成25年9月27日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成25年8月29日 25高都計第277号	吾川郡いの町枝川字 西キト浦675番1ほか	香川県高松市上之町三丁目1番4号 四電エンジニアリング株式会社 代表取締役 谷脇 美穂

-----  
落 札 公 告  
-----

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成25年9月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
高知県ホームページ再構築・運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県総務部広報広聴課 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成25年8月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社アイ・ディ・エス 徳島県徳島市昭和町三丁目6番地5 板東ビル2階
- 5 随意契約に係る契約金額  
42,087,150円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
公募型プロポーザル方式による随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
政令第10条第1項第1号に該当するため